

茨城人工透析談話会会則の一部改正

改正	現行
<p style="text-align: center;">茨城人工透析談話会会則 平成 21 年 6 月 21 日 制定</p> <p>第 6 条〔会計・会費〕</p> <p>(1) 本会は会費・賛助会費・寄付金・その他収入等により運営される。</p> <p>(2) 予算および決算は施設長会議の承認を受ける。</p> <p>(3) 会費は施設あたり 10,000 円／年とする。</p> <p>(4) 会費はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>(5) 会費の変更は施設長会議の承認を受ける。</p> <p>(6) <u>事務局は次回以降の総会開催のため、当番幹事へ準備金を</u> 拠出する。</p> <p>(7) 当番幹事は総会運営のための準備金を適切に使用し、翌年度の施設長会議に開催収支を報告しなければならない。</p> <p>(8) <u>事務局は</u>本会の事業収支を取りまとめ、本会の決算を翌年度の施設長会議に報告しなければならない。</p> <p>(9) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。</p> <p>(10) 本会ならびに総会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を経て、施設長会議に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">茨城人工透析談話会会則 平成 21 年 6 月 21 日 制定</p> <p>第 6 条〔会計・会費〕</p> <p>(1) 本会は会費・賛助会費・寄付金・その他収入等により運営される。</p> <p>(2) 予算および決算は施設長会議の承認を受ける。</p> <p>(3) 会費は施設あたり 10,000 円／年とする。</p> <p>(4) 会費はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>(5) 会費の変更は施設長会議の承認を受ける。</p> <p>(6) <u>会計は次回総会開催のため、当番幹事へ準備金を</u> 拠出する。</p> <p>(7) 当番幹事は総会運営のための準備金を適切に使用し、翌年度の施設長会議に開催収支を報告しなければならない。</p> <p>(8) <u>会計は</u>本会の事業収支を取りまとめ、本会の決算を翌年度の施設長会議に報告しなければならない。</p> <p>(9) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。</p> <p>(10) 本会ならびに総会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を経て、施設長会議に報告する。</p>

附則

本会則は平成 21 年 6 月 21 日より施行する。

平成 25 年 11 月 24 日一部改定

平成 26 年 11 月 30 日一部改定

平成 30 年 11 月 4 日一部改定

令和 2 年 11 月 29 日一部改定

令和 7 年 11 月 30 日一部改定

附則

本会則は平成 21 年 6 月 21 日より施行する。

平成 25 年 11 月 24 日一部改定

平成 26 年 11 月 30 日一部改定

平成 30 年 11 月 4 日一部改定

令和 2 年 11 月 29 日一部改